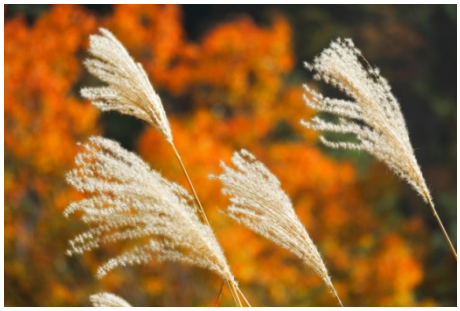

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

10
2018

発行:一般社団法人　中小企業支援センター
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋 3-11-22　ヤマギビル 7F
TEL 03-6380-9417　FAX 03-6380-9418　e-mail info@shiencenter.com

トピックス 賃金不払残業に関する監督指導　是正企業数・支払われた割増賃金の額などが大幅増

厚生労働省から、平成 30 年８月中頃、「平成 29 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成 29 年４月から平成 30 年３月までの期間に不払いだった割増賃金（不払い残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が１企業で合計 100 万円以上となった事案を取りまとめたものです。

平成 29 年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント

●是正企業数→1,870 企業（前年度比 521 企業の増）
うち、1,000 万円以上の割増賃金を支払ったのは、262 企業（前年度比 78 企業の増）
●対象労働者数→20 万 5,235 人（同 107,257 人の増）
●支払われた割増賃金合計額→446 億 4,195 万円（同 319 億 1,868 万円の増）
●支払われた割増賃金の平均額→1 企業当たり 2,387 万円、労働者 1 人当たり 22 万円

監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取り組みを行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

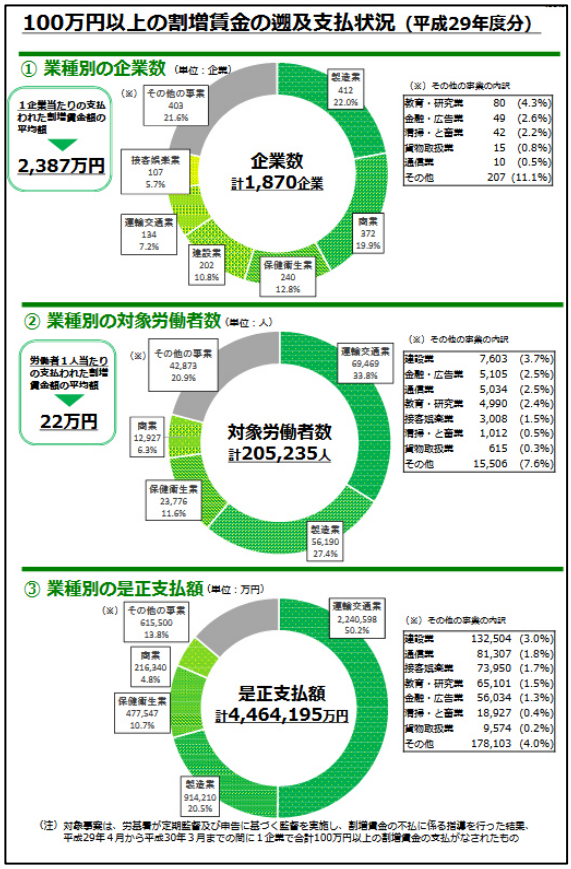

平成 29 年度の是正結果を見ると、是正企業数が増加し、支払われた割増賃金の額なども大幅に増加しています。これは、次のような取り組み（＊）を実施するなど、監督指導・是正指導が厳しくなった結果といえるでしょう。

＊厚生労働省では、委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、収集する取り組みを実施しており、労働基準監督署は、その情報に基づき必要な調査等を行うこととしています。

例）例えば、こんなケースが紹介されています。

インターネット上の情報に基づき労働基準監督署が立入調査を行った結果、その企業では、自己申告により労働時間を管理していたが、自己申告の記録とパソコンのログ記録や入退室記録とのかい離が認められ、また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況がうかがわれるなど、賃金不払残業の疑いが認められた。

★支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 2,387 万円ということで、とても大きな金額ですね。「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。

トピックス 働き方改革関連法に関する政省令等　正式に決定

平成31（2019）年４月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な規定に対応する政省令等が、平成30年９月７日の官報に公布されました。ポイントを紹介します。

働き方改革関連法に関する政省令等のポイント

今回公布された政省令等のうち、特に重要なものは、次の省令と指針です。

1　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年厚生労働省令第112号）

2　労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第323号）

＜1の省令のポイント＞

⑴　労働基準法施行規則の一部改正

●労働条件の明示方法について、労働者が希望した場合には、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信の送信の方法によることができるものとする。

●時間外労働の上限規制について、次の事項等を定める。

・健康福祉確保措置の実施状況に関する記録を３年間保存しなければならないものとすること

・36協定の届出様式　など

●年次有給休暇について、次の事項等を定める。

・通常の基準日より前の日に年次有給休暇を付与する場合の時季指定義務の考え方

・使用者は、年次有給休暇管理簿を作成し３年間保存しなければならないものとすることなど

⑵　労働安全衛生規則の一部改正

●産業医について、その辞任又は解任時における衛生委員会等への報告などを定める。

●医師による面接指導の対象となる労働者の要件や研究開発業務に従事する者に対する医師による面接指導の方法などを定める。

●労働者の労働時間の状況について、タイムカードによる記録、パソコンその他の電子計算機の使用時間の記録などの客観的な方法その他の適切な方法で把握するとともに、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し３年間保存するための必要な措置を講じることを定める。

＜2の指針のポイント＞

36協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項その他の必要な事項を定める。

★これで、働き方改革関連法による改正事項のうち、平成31年（2019）年４月１日施行分については、詳細を定める政省令等が出揃いました（ただし、高度プロフェッショナル制度に関する部分は、後日規定）。気になる点がございましたら、気軽にお声かけください。なお、来月号から、時間外労働の上限規制、年次有給休暇制度の見直しなどの改正規定ごとに、詳細を紹介してまいります。

お仕事カレンダー10月

10/1	● （1日～7日）全国労働衛生週間 ◎定時決定により、9月に改定された社会保険料を10月給与から控除
10/10	● 一括有期事業開始届の提出（建設業） 主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 ● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10/31	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・翌年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 11月・翌年2月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月から9月分の労災事故について報告） ● 労働保険料の納付＜延納第2期分＞ ● 有期事業概算保険料延納額の納付（納付対象：8月～11月分）